

# HPR チャンピオンシップ 2019

## 関東シリーズ

### 【帆走指示書】

Ver.1.0 (2019/07/31)

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 【期 間】  | 2019/8/10(土)～8/15(木)             |
| 【共同主催】 | JAPAN HPR CLUB 関東<br>シーボニアヨットクラブ |
| 【開催地】  | シーボニアマリーナ(神奈川県三浦市)               |

#### 1. 規則

- 1.1. 本レガッタは『セーリング競技規則』(2017-2020) (以下 RRS)に定義された規則を適用する。
- 1.2. IRC 規則 2019、Part A,B 及びCを適用する。ただし以下を変更する。  
艇に搭載するセールの変更を認める。(IRC 規則 21.1.5(d)及び(e)の変更)
- 1.3. 外洋特別規定 2018-2019(以下OSR)を適用する。
- 1.4. 裁量ペナルティー
  - 1.4.1. [DP]は、ペナルティーがプロテスト委員会の裁量にある規則を示す。
  - 1.4.2. [SP]は、レース委員会によって審問無しに標準のペナルティーが適用されるか、またはプロテスト委員会による審問によって裁量ペナルティーが適用される規則を示す。
  - 1.4.3. [NP]は、艇による抗議の根拠とならない規則を示す。これはRRS60.1(a)を変更している。

#### 2. 競技者への通告

- 2.1. 競技者への通告は、大会本部となる、シーボニアマリーナ、ボートハウス前に設置された公式掲示板に掲示される。(添付書 B)
- 2.2. 大会公式ホームページ<<http://www.showak.com/hpr/2019-kanto.html>>にも公式掲示される。

#### 3. 帆走指示書の変更

- 3.1. 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の09:00までに掲示される。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の18:00までに掲示される。

#### 4. 陸上で発せられる信号

- 4.1. 陸上で発せられる信号は、シーボニア・レストラン前のフラッグ・ポールに掲揚される。
- 4.2. 回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号「回答旗」のなかの「1分」を「60分以降」に置き換える。

#### 5. レース日程

##### 5.1. レース日程

|          |                              |                                                |
|----------|------------------------------|------------------------------------------------|
| 8月10日(土) | 12:00-17:00                  | 大会本部オープン<br>体重計測                               |
| 8月11日(日) | 09:00-16:30<br>17:00-18:00   | 大会本部オープン 体重計測<br>艇長会議(シーボニアマリーナ)<br>必要書類④⑤提出期限 |
| 8月12日(月) | 08:00-11:00<br>11:00-        | 出艇申告 体重計測<br>予告信号(インショアレース)                    |
| 8月13日(火) | 08:00-11:00<br>11:00-        | 出艇申告 体重計測<br>予告信号(インショアレース)                    |
| 8月14日(水) | 07:30-10:30<br>10:30-        | 出艇申告 体重計測<br>予告信号(ディスタンスレース)                   |
| 8月15日(木) | 07:30-10:30<br>10:30-<br>TBD | 出艇申告 体重計測<br>予告信号(インショアレース)<br>表彰式(準備が整いしだい)   |

- 5.2. シリーズは8レース(インショア×7レース、ディスタンス×1レース)で構成される。
- 5.3. インショアレースの1日の最大レース数は、3レースとする。
- 5.4. レースが間もなく始まることを艇に注意喚起するため、予告信号を発する5分前以前に、音響1声とともにオレンジ旗を掲揚する。
- 5.5. 8月13日(火)が終わった時点で3レース以上成立していない場合、ディスタンスレースは中止。  
8月14日(水)もインショアレースを行う。
- 5.6. 8月15日(木)は、14:00以降の予告信号は発せられない。

#### 6. クラス旗[DP][NP]

6.1. クラス旗は、Fast40+クラスはグリーン旗、侍クラスはピンク旗とする。

## 7. レースエリア

7.1. 添付書Aにレース・エリアの位置を示す。

## 8. コース

8.1. インショアレースは添付書Aに示す風上風下コースとする。

8.2. ディスタンスのコースは、  
『スタート(網代崎灯浮標 赤白ブイ付近) → 南西沖ブイ → 長者ヶ崎沖ブイ(長者ヶ崎から250° M 2.5NM) → 南西沖ブイ → フィニッシュ』  
スタートとフィニッシュは同地点とする。  
長者ヶ崎沖ブイはおよそ 35.14.22(333) 139.31.40(666)とする。

8.3. ディスタンスコース図は8月10日(土)16:00までに公式掲示板にて告知する

## 9. マーク

9.1. インショア・レースにおけるマーク1、2は黄色の俵型インフレーターブルブイである。

9.2. 帆走指示書11に従って用いられる新しいマークはピンク台形である。

9.3. ディスタンス・レースにおけるスタートマーク、フィニッシュマーク、長者ヶ崎マークは黄色俵型である。

## 10. スタート[NP]

10.1. レースはRRS26を用いてスタートさせる。

10.2. スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタートマーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールとポートの端のスタートマークのコース側との間とする。

10.3. スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問無しに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。(RRS A4、A5の変更)

10.4. スタート信号時に、艇体、乗員または装備のいずれかがスタートラインのコースサイドにあり、その艇が特定される場合には、レース委員会はVHFチャンネル72でそのセール番号を送信するように努める。送信できなかったり、送信のタイミングが的確でなかったとしても、救済要求の根拠にはならない。(RRS 62.1(a)の変更)

10.5. 帆走指示書12.2のR旗が掲揚されている場合、次のレースの予告信号はR旗降下の1分後に発せられる。

## 11. コースの次のレグの変更

11.1. コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し(またはフィニッシュラインを移動し)、実行できればすぐに元のマークを撤去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合には、そのマークは元のマークに置き換える。

## 12. フィニッシュ

12.1. フィニッシュラインは、フィニッシュマーク上のオレンジ旗を掲揚しているポールと、フィニッシュマークのコース側との間とする。

12.2. レース委員会がその日の続くレースを予定する場合、レース委員会の信号艇は、先のレースのフィニッシュ時に、R旗を掲揚する。続くスタートの手順は、先のレースで最終艇がフィニッシュした後、できるだけ早く開始される。

## 13. ペナルティー方式[DP]

13.1. 添付書Cに記載する。

13.2. ディスタンスレースにおけるRRS29.1またはRRS30.1に係わる規則違反については、OCSに代わる罰則として、所要時間に5%を加算するタイムペナルティーを適用する。(この場合小数点以下第1位を四捨五入とする)

## 14. タイム・リミット[NP]

14.1. インショアレースにおいて、各レースのトップ艇フィニッシュ後20分以内にフィニッシュしない艇は審問なしに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。これはRRS35、A4、A5を変更している。

14.2. ディスタンス・レースのタイムリミットは、当日の17:00とし、それまでにフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。これはRRS35、A4、A5を変更している。

## 15. 抗議と救済の要求

15.1. 抗議書は大会本部で入手できる。抗議及び救済要求または審問再開の要求は、締切時間内に大会本部に提出しなければならない。

15.2. インショアレースの抗議締切時刻は、その日の最終レースで最終艇がフィニッシュした時刻またはレース委員会が本日これ以上のレースを行わないとの信号を発した時刻の、いずれか遅い方から90分以内とす

る。

- 15.3. ディスタンスレースの抗議締切時刻は、当日の18:00とする。  
審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻30分以内に通告を掲示する。
- 15.4. 帆走指示書6、17、18、19、21、22、の違反は、艇による抗議の根拠とならない。(RRS 60.1(a)の変更)
- 15.5. レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から30分以内に提出されなければならない。(RRS 62.2の変更)

## 16. 得点

- 16.1. 各艇の所要時間にTCCを乗じた修正時間により順位を決定する。
- 16.2. 本大会の成立には2レースを完了する事が必要である。
- 16.3. インショアレースが4レース以上成立した場合は、各艇のインショアレースの最も悪い得点を除外した得点とディスタンスレースの得点の合計とする。  
これは、RRS附則Aを変更している。
- 16.4. ディスタンス・レースの得点係数は1.2倍とする。

## 17. 安全規定 [DP][NP]

- 17.1. 出艇申告は以下の通りとする。
  - 17.1.1. 艇長は、SI 5.1の時間内に大会本部にて「出艇/帰着表」に記入・署名しなければならない。
- 17.2. 帰着申告は以下のとおりとする。
  - 17.2.1. インショアレースの場合、艇長はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後またはレース委員会が本日これ以上のレースを行わないとの信号を発した時刻の、いずれか遅い方から90分以内に大会本部の「出艇/帰着表」に記入・署名しなければならない。
  - 17.2.2. ディスタンスレースの場合、艇長は自艇のフィニッシュ後120分以内に大会本部の「出艇/帰着表」に記入・署名しなければならない。

## 18. 乗員の交替と装備の交換 [SP][NP]

- 18.1. 複数の艇に対しての乗員登録は認められない。
- 18.2. 乗員リストに登録された乗員の間でその交代は認められる。ただし、1日に複数のレースが実施される場合、当該日における乗員の交代は認められない。ただし、レース委員長がやむを得ないとして事前に承認

した場合を除く。

- 18.3. 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当の機会に行われなければならない。

## 19. 装備と計測のチェック [SP][NP]

- 19.1. OSR カテゴリー4に適合させる責任は各艇にある。

## 20. 運営艇

- 20.1. 運営艇は以下の通り識別される。

- 20.1.1. レース委員会の信号艇、ノーススター (KC33 33ft)、ヤンマー2 (インフレータブル) には、シーボニア・ヨットクラブ旗を掲揚する。

- 20.1.2. 審判艇には「JURY」と表記された旗を掲揚する。

## 21. 支援艇 [NP]

- 21.1. レース期間中の支援艇を認める。申請は不要とする。RRS69.2 (i) は適用される。

## 22. 停泊と上架の制限 [DP][NP]

- 22.1. 艇は8月11日 (日) 以降、シーボニアマリーナ内の指定の係留場所に係留し、その艇の最終レース終了まで上架してはならない。ただし以下の場合を除く。

- 22.1.1. レース委員会の事前の許可があり、その条件に従っている場合。

- 22.1.2. 緊急の場合。但し、事後にレース委員会を納得させる義務がある。これができない場合はペナルティを課される場合がある。

## 23. 無線通信

- 23.1. いかなる通信形態・情報通信機器の使用もRRS41の外部の援助には該当しないこととする。これはRRS41を変更している。

## 24. 賞

24.1. 総合 第1位の艇に HPR チャンピオンシップを授与する。

24.2. 各クラス第1位の艇に賞を授与する。

25. 責任の否認

25.1. RRS4に基づき、全ての艇、参加者は自分自身の責任でレースに参加する。  
主催団体はレース前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

26. 保険

26.1. 参加艇は有効なヨット保険(賠償責任保険、搭乗者傷害保険、捜索救助費用保険)に加入していること。

<<添付書A>>

▼インショアレース

エリア:1

35-16 N / 139-32 E 付近を中心としたエリア

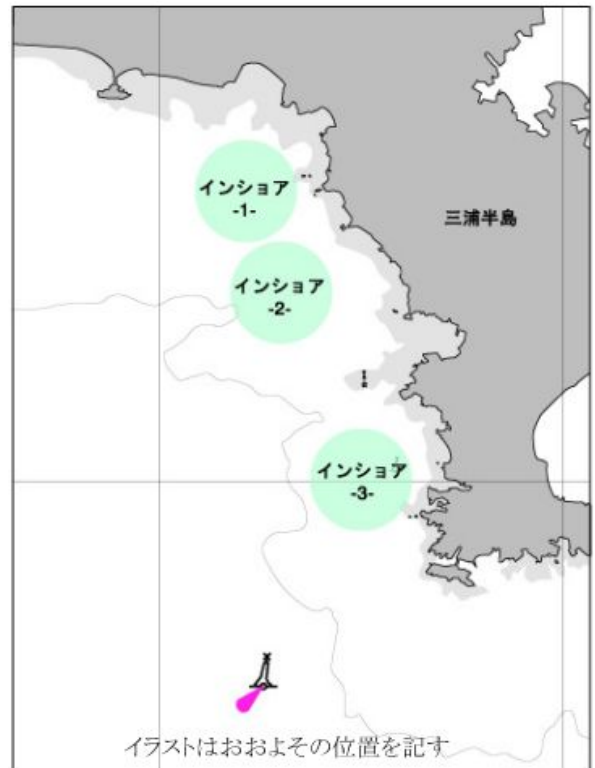
・エリア:2

35-14 N / 139-33 E 付近を中心としたエリア

・エリア:3

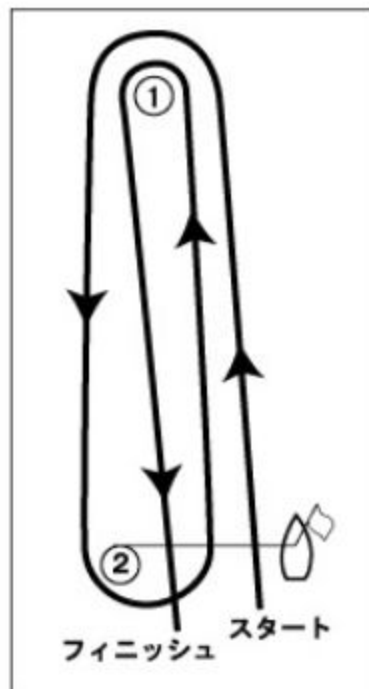
35-10 N / 139-35 E 付近を中心としたエリア

インショアレースのコースエリアは、コンディションによって当日朝08:30までに判断し公式掲示板に公示する。  
大会本部のフラッグポールには数字旗を掲揚する。  
以降もレース海面は変更されることがある。  
08:30以降は、レース委員会の信号艇に数字旗で掲揚する。



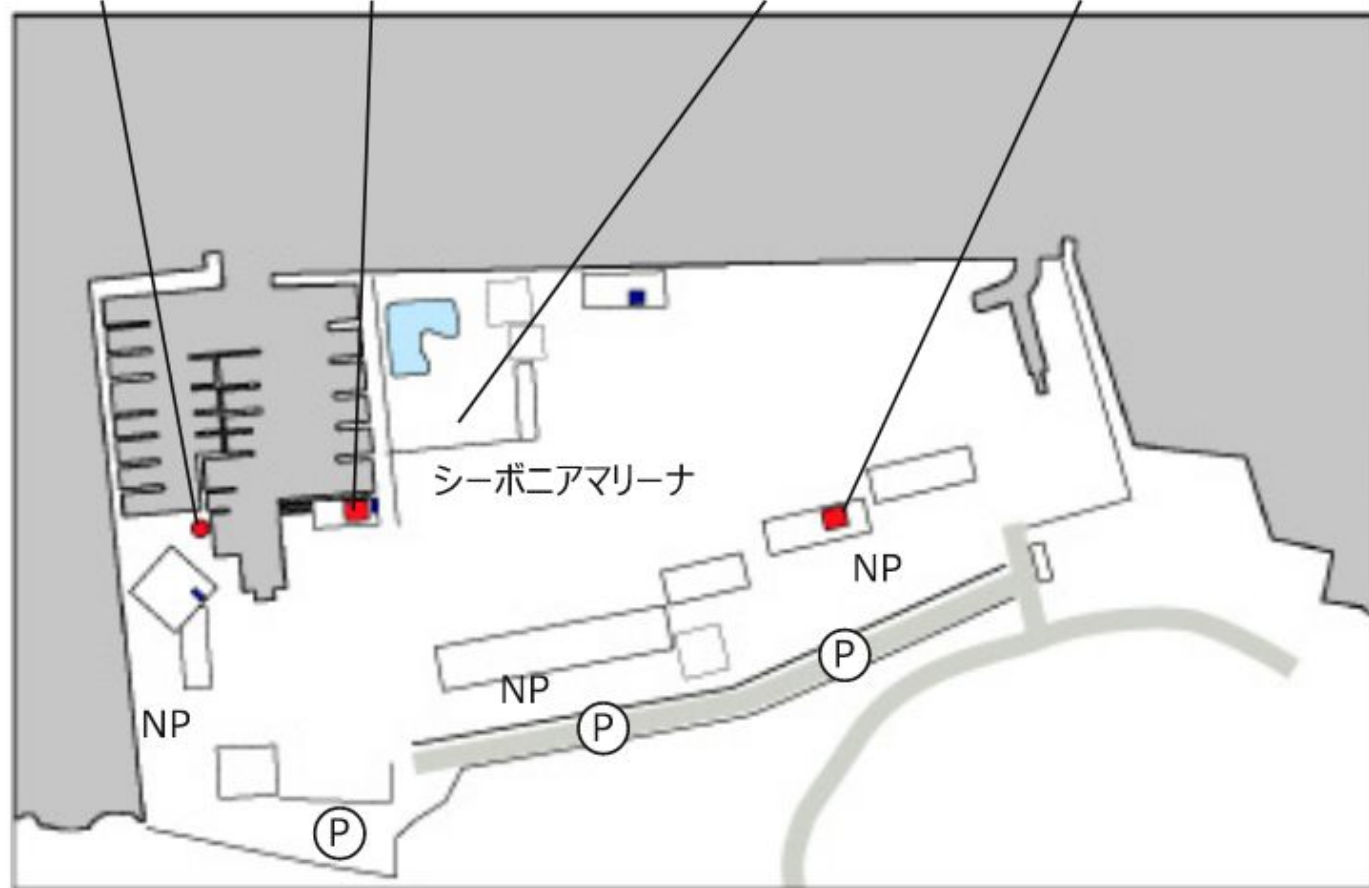
コース図

スタート  
↓  
マーク 1  
↓  
マーク 2  
↓  
マーク 1  
↓  
フィニッシュ



<<添付書B>>

フラッグポール 大会本部 公式掲示板 表彰式会場 プロテストルーム



## <<添付書C>> – Addendum Q アンパイア制フリートレース

この付属文書は、規則86.3 に従ってJSAF により承認されている。

バージョン：Japan HPR-Club 2019 年8月

この帆走指示は、定義「プロパーコース」および規則20、28.2、44、60、61、62、63、64.1、65、66、70、78.3、B5 を変更している。

### Q1 競技規則の変更

規則の変更は、指示Q2、Q3、Q4、Q5 でも行われる。

#### Q1.1 定義および第2 章と第4 章の規則の変更

(a) 定義「プロパーコース」に以下を追加する。

「ペナルティーを履行している艇、またはペナルティーを履行するために操船している艇は、プロパー・コースを帆走していない。」

(b) 規則20 が適用される場合、声をかけることに加えて以下の腕信号が必要とされる。

(1) 「ルーム・トゥー・タック」については、風上を繰り返しはっきりと指すこと。

(2) 「ユー・タック」については、繰り返しはっきりと、相手艇を指して腕を風上へ振ること。

#### Q1.2 抗議、救済要求、ペナルティー、免罪に関する規則の変更

(a) 規則44.1 の最初の文を以下と置き換える。

「レース中に、1 件のインシデントで1 つまたはそれ以上の第2 章の規則（損傷または傷害をおこした場合の規則14 を除く）、または規則31 もしくは規則42 に違反したかもしれない艇は、規則44.2 に従って1 回転ペナルティーを履行する事ができる。」

(b) (削除)

(c) 規則60.1 を以下と置き換える。

「艇は、指示Q2.1 とQ2.4 に従っている場合に限り、他艇を抗議したり救済要求をすることができる。」

(d) 規則61.1(a)の3 番目の文と規則61.1(a)(2)の全文を削除する。

(e) (削除)

(f) 規則64.1(a)の3つの文を以下と置き換える。

「抗議審問の当事者である艇が規則に違反したと判定した場合、失格以外のペナルティーを課すことができ、公平と判断する別の得点調整を行うことができる。」

レース中でないときに艇が規則違反した場合、

(g) 規則64.1(a)を変更し、艇の免罪に関する規定をアンパイアが審問なしに適用できるものとする。

プロテスト委員会はインシデントが起こった時間の直近のレースにペナルティーを課すか、また、それは矛盾するこの付属文書のいかなる指示にも優先する。

(h) 規則64.4(b)を以下に置き換える。

「支援者による規則違反对する規則60.3(d)あるいは規則69に基づく抗議審問の当事者である艇に、プロテスト委員会がDSQまでの得点調整することにより一つのレースに対してペナルティーを課すことができる。」

(i) (削除)

## Q2 艇による抗議と救済要求

Q2.1 レース中、艇は第2 章の規則（規則14 を除く）、規則31 または規則42 に基づき他艇を抗議する

ことができる。ただし、自らが関与したインシデントにおいてのみ第2 章の規則に基づく抗議をすることができる。抗議するためには、その艇は「プロテスト」と声をかけ、目立つように赤色旗を掲揚しなければならない、それぞれを最初の妥当な機会に行わなければならない。その艇は、インシデントに関与した艇が自発的にペナルティーを履行した後、またはアンパイアの判定後の最初の妥当な機会に、またはその前に、赤色旗を降下しなければならない。

Q2.2 指示Q2.1に従って抗議する艇は、アンパイアが「イエロー・フラッグ」によってその抗議を承認した場合、またはアンパイアにより判定の信号が発せられなかった場合に限り、審問を受ける資格を得る。この場合艇は、SI 15に従って書面による抗議を提出しなければならない。インシデントに関与した艇は、規則44.2に従って1回転ペナルティーを速やかに履行することにより規則違反を認めることができる。規則に違反し免罪されない艇が自発的にペナルティーを履行しない場合には、アンパイアは、そのようななどの艇にも、ペナルティーを課することができる。

### Q2.3 (削除)

Q2.4 以下のいずれかを行おうとする艇は、SI 15.1に規定された締切時間内に抗議または要求を提出しなければならない。

(a) 指示Q3.2もしくは規則28、または指示Q2.1に挙げられた規則、以外の規則に基づき他艇を抗議する。

(b) 指示Q2.2に基づき艇を抗議する。

(c) 損傷または傷害をもたらした接触があった場合に、規則14に基づき他艇を抗議する。

(d) 救済要求をする。

同じタイム・リミットが、指示Q5.5に基づく抗議にも適用される。プロテスト委員会は妥当な理由がある場合には、タイム・リミットを延長しなければならない。

Q2.5 レース委員会は、指示Q2.4に基づいて抗議や救済要求があった場合、プロテスト委員会に速やかに知らせるものとする。

## Q3 アンパイアの信号と課されるペナルティー

Q3.1 アンパイアは次のとおりに判定の信号を発する。

- (a) 長音1 声を伴う緑色と白色の旗は、「ペナルティーを課さない」ことを意味する。
- (b) 長音1 声を伴う赤色旗は、「ペナルティーが課された、または未履行のままである」ことを意味する。アンパイアはそのような艇を特定するために声を掛けるか、または信号を発する。
- (c) 長音1 声を伴う黒色旗は、「艇を失格とする」ことを意味する。アンパイアは失格とした艇を特定するために声を掛けるか、または信号を発する。

Q3.2 (a) 指示Q3.1(b)に基づきペナルティーを課された艇は、規則44.2 に従って1 回転ペナルティーを履行しなければならない。

- (b) 指示Q3.1(c)に基づき失格とされた艇は、速やかにコース・エリアを離れなければならない。

#### Q4 アンパイアが発議するペナルティーと抗議、マークの回航または通過

Q4.1 艇が以下のいずれかである場合、アンパイアは他艇による抗議なしにペナルティーを課することができる。

- (a) 規則31 に違反し、ペナルティーを履行しない。
- (b) 規則42 に違反した。
- (c) ペナルティーを履行したにもかかわらず有利となった。
- (d) 故意に規則違反した。
- (e) スポーツマンシップの違反を犯した。
- (f) 指示Q3.2 に従わないか、またはアンパイアによりペナルティーの履行を求められた場合にそれを履行しない。

アンパイアは、指示Q3.1(b)に従って信号を発することにより、規則44.2 に従って履行すべき1 つまたはそれ以上の1 回転ペナルティーを課すか、または指示Q3.1(c)に基づきその艇を失格とするか、またはさらなる処置を求めてプロテスト委員会にインシデントを報告することができる。艇

がペナルティーを履行しないか、不正確にペナルティーを履行したために指示Q4.1(f)に基づきペナルティーを課される場合、元のペナルティーは取り消される。

Q4.2 規則28.2 の最後の文を次のとおり変更する。

「艇はこの規則に従うために誤りを正すことができる。ただし、その艇が次のマークを回航していないかフィニッシュしていない場合に限る。」この規則の誤りを正さない艇は、指示Q3.1(c)に基づき失格とされなければならない。

Q4.3 自身の観察またはいかなる情報源からでも受け取った報告に基づき、艇が指示Q3.2 もしくは規則28、または指示Q2.1 に挙げられた規則以外の規則に違反したかもしれないと判定したアンパイアは、規則60.3 に基づく処置を求めてプロテスト委員会に通知することができる。ただし、アンパイアは、損傷や傷害がある場合を除き、規則14 違反の申し立てをプロテスト委員会に通知することはない。

## Q5 抗議、救済または審問再開の要求、上告、その他の手続き

Q5.1 アンパイアが処置したこと、処置しなかったことに関して、いかなる種類の手続きも行うことはできない。ただしQ2.2 に基づき抗議書を提出する場合を除く。

Q5.2 艇は、アンパイアの不適切な処置、不手際または判定についての申し立てを上告の根拠とすることはできない。審問の当事者はプロテスト委員会の判決を上告の根拠とすることはできない。規則66 の3 番目の文を次のとおり変更する。「審問の当事者は審問再開を求めることはできない。」

Q5.3 (a) 艇が指示Q2.2 に基づき審問を受ける場合を除き、抗議と救済要求は書面である必要はない。  
(b) プロテスト委員会は、適切と考えるやり方で被抗議者に伝え、審問を計画することができ、それを口頭で伝えることができる。

- (c) プロテスト委員会は適切と考えるやり方で証言を取り、審問を進めることができその判決を口頭で伝えることができる。
- (d) プロテスト委員会は、規則違反がレースの結果に影響しなかったと判定した場合には、整数もしくは分数の得点ペナルティーを課すか、または公平と判断する別の調整を行うことができ、それにはペナルティーを課さないこともある。
- (e) (削除)

Q5.4 レース委員会は、艇が規則28に従ってコースを帆走しなかったにもかかわらず、指示Q4に従ってアンパイアが当該艇に黒色旗を適用しなかった場合を除き、艇を抗議することはない。

Q5.5 プロテスト委員会は、規則60.3に基づき艇を抗議することができる。ただし、プロテスト委員会は、指示Q3.2 もしくは規則28、または指示Q2.1 に挙げられた規則の違反、または損傷もしくは傷害がある場合を除く規則14 の違反に関して艇を抗議することはない。

Q5.6 テクニカル委員会は、艇または個人装備がクラス規則、規則43または存在するならその大会の装備規則に従ってないと判断した場合のみ、規則60.4に基づき抗議する。そのような場合、テクニカル委員会は抗議しなければならない。